



Title	中世山門衆徒の同族結合と里房
Author(s)	辻, 博之
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1980, 13, p. 1-24
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/47995
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

中世山門衆徒の同族結合と里房

辻 博 之

はじめに

最近、黒田俊雄氏は中世の寺社勢力を論じるにあたって、それを「中世社会の基本的でかつ日常的形態として把握」する必要性を説き、その方法として寺社勢力を「現実の人間の組織＝集団の一形態」とみることを強調している。⁽¹⁾

この提言を受けとめるならば中世寺院史研究は、中世社会の構造的特質の究明にきわめて密接に関わるものとして、官大寺の制度・機構の解明から一僧侶個人の日常生活の細部にわたるまで、包括的な観点のもとになされねばならないであろう。

この小稿では中世比叡山を素材として、僧侶の日常生活の基盤である子院・坊舎・房室（これらを「房」の語で代表させる）をとりあげ、特に坂本の里房の役割に注目したい。

まず、簡単に問題の所在を明らかにしておこう。

中世比叡山の僧団組織は、基本的に上方（衆徒）・中方（堂衆）・下僧の三つの身分階層によって構成されていた。

この三つの階層は、それぞれ出自・職次・役職・所属集団などの要素によって類別され、存在形態を多様にしていた。この比叡山寺内の身分構成の中で特權的な位置を占めて中心にあつたのが、「清淨住学生」として学問の研鑽にたずさわる衆徒であった。⁽²⁾

衆徒は山上の三塔十六谷のいずれかに「房」を持ち、そこを基盤に種々の法会や講筵に参集して教学の振興にあつた。衆徒は山上房に対して里房を持つこともあつた。

凡言里坊者山上深霧甚雪時、老軀病身之僧徒不堪住山故、居山下保養殘軀、勤修顕密之行學奉祈國家安全者也、
ここでいわれているように里房とは本来、住山に耐えられない老弱者のための休養施設であつた。しかし中世に
おける里房の実態は、世俗的要素を濃厚に介在させたものと考えられる。

平安時代以来、寺院内では所職・道具・房舎・田園などの私有・相伝がひろくおこなわれており、それに伴う法脈の師資相承が一般化していた。法脈の師弟間伝授が房舎以下の私財の相伝を伴つて、叡山内に浸透することにより、山上には大小さまざまな私的集団である門流が形成されることになったのである。⁽⁴⁾

この結果、衆徒の「房」は法脈を伝える師弟関係の紐帶であるとともに、重要な相続財産としての性質を帯びるようになり、必然的に「房」の大小は衆徒の持つ富有的程度を表示することになった。ここにおいて、「房」を単位とする独特な人間結合の方式が寺内に発展することになったのである。

したがつて老弱者の休養の地とされる里房も、少なからぬ世俗的要素を含みこんで、その本来の性格を徐々に変質させていったものと予想することができる。

そこで以下においては、山門衆徒の「房」における人間結合の実態を具体的に明らかにすることによつて、里房の

担つた役割を闡明していくことにしたい。なお考察時期は、鎌倉末～室町中期頃に限定している。

一 衆徒の同族結合

(1) 鎌倉末の悪党交名による分析

山門衆徒の結合関係を知ることのできる史料として、正和二年(一二一四)五月に新日吉社の社頭で起つた、叡山衆徒と六波羅勢との鬭争の喧嘩張本である山門衆徒の交名をあげることができる。⁽⁵⁾

黒田俊雄氏は、この交名によつて門跡支配の中での門主と門徒の関係について検討されているが、それとともに各門徒の「房」を単位とした人間結合についても言及されている。「房」をかたちづくる人的要素である「房主」「同宿」「同朋」などについての黒田氏の見解は、次のようにまとめることができる。⁽⁶⁾

一、房主と同宿の区別は、坊舎を所有し相伝するかどうかにおかれている。

二、同宿とは房主に師弟の礼をとつて、その坊舎ないし房室に身を寄せ起居しているものを意味し、それは本来の弟子ではなくすでに成業したものである。

三、ひとしく成業した同朋のうちでも房主となり得た者と同宿になつてゐる者とがあり、その関係を師弟関係に擬したのが房主—同宿の意味であった。

四、中世の寺院大衆の日常生活は、「房主(院主)—弟子・同宿」の結合を軸にし、それに稚児・若党・中間・童・所従などを含む集団を単位としてなされていた。

黒田氏のこの見解は、中世寺院大衆の基本単位的な組織を「房」に求める点に大きな特徴があり、そこでの結合原

理を師弟関係を軸にして把握されている。すなわちそれは、中世寺院における房舎以下の相伝が師資相承にもどづいてなされたことに対応する把握であるということができる。⁽⁷⁾

ところでこの黒田氏の分析の素材となつた新日吉社事件の張本交名と比して、それとほぼ同時期に起つた兵庫関連悪党乱入事件の張本交名に登場する山門衆徒にみられる結合関係は、いくらか様相を異にしている。

成林房因幡

大宮開館之時、蒙金宣旨者也。
都賀河住

勝藏房大進

元者房西城坊大輔房弁承
依為惡党、蒙義宣旨也。

妙法院門徒惱

（播磨）
注記 懷玄成美坊同宿、弁承舍兄也。

東塔西谷摩尼坊少輔阿闍梨

頼基

同谷勝藏坊讚岐房

彦勝、賴基舍弟
都賀河住

南谷戒前坊

（師）
注記 完尊

同坊肥前注記

親覺

東谷円宗坊弁坊

都賀河住
祐賀

同坊宰相阿闍梨

（幸）
永玄

同坊大輔房

祐賀

この悪党交名に記載されている九二名中に山門衆徒一二〇名が含まれており、右にあげたのはそのうちの一部の者たちである。⁽⁸⁾

これによるとまづ、新日吉社事件の張本と同じように、衆徒勢力の内部に房主一同宿の関係が存在したことが指

摘できる（成実坊、戒前坊、円宗坊の場合）。ところが、それとは別個に血縁関係が存在したことに注目される。すなわち成実坊同宿の播磨注記懷玄は勝蔵坊弁承の舍兄であり、またその弁承と同坊である勝蔵坊彦勝は摩丘坊頼甚の舍弟だったのである。このことは、勝蔵坊・摩丘坊・成実坊などの「房」を単位とした「房主—弟子・同宿」の結合が、その間に血縁的関係を介在させることにより、一層拡大された規模での集団的結合を成立させていることを示しているといえる。

二つめに新日吉社事件と異なる点は、この悪党集団が淀川流域に在住する庄官以下の世俗身分の者を多数率いていることであり、それらの俗人の内部にも血縁関係が見出される。衆徒の中で都賀河住とされる成林房因幡などは、坂本日吉大宮社閑籠の張本ともされている。このように彼らの「悪党」としての行動範囲は、近江から摂津にわたる広範なものだったのである。

以上の事実によつて、衆徒の「房」を単位とした結合が師弟関係を主軸にしてなされるという黒田氏の見解に対して、その結合が実態としては血縁的要素を多分にもつっていたのではないかという点と、結合集団内部には衆徒のみでなく世俗勢力をも組入れていたのではないかという点とを、問題として提示することができる。

このことに関連して、悪党交名には直接に登場してこない衆徒であるが、『太平記』などでその活躍を知られる金輪院について次のような事実が判明する。

金輪院は山上房が東塔東谷に存在する⁽⁹⁾山門衆徒であり、南北朝から室町期にかけて房主が光澄—英澄—弁澄と相承された。この内、光澄—英澄について『天台座主記』中に「初度註記英澄_{杉本坊務也、香海法印弟子}」⁽¹⁰⁾という記載がみられる。すなわち師資相承によるところの房主の相伝が、その実体において、妻帯世襲を前提とした父子間相続であつた。

とが認められるのである。ここで「真弟」というのは、実子を師弟関係に擬してそう呼んだものである。

次に金輪院房主と同宿との関係についてみると、金輪院英澄の時に「金輪院同宿雜林坊」⁽¹¹⁾という者の存在が知られる。この雜林坊は同宿身分であるといつても坊号を称しており、金輪院英澄と同様に自己の房舎を所有する房主だつたのではないかと考えられる。つまり、黒田氏の意見とは異なり、房主と同宿との相違が必ずしも実際の房舎の所有におかれていなかつたとおもわれてくる。⁽¹²⁾これに加えて、金輪院弁澄の時代の永享年間には同宿の月藏坊という衆徒がいたが、この月藏坊について『満済准后日記』には「金輪院カ同宿ト申ナカラ甥カ⁽¹³⁾媛也」と説明されていることあげられる。

いま金輪院を例にとつて指摘したように、「房」を単位として形成される「房主—弟子・同宿」の結合の内部には、實際上、血縁的要素が多く入つていたことが察知されるのであり、また房主—同宿の相互関係についても詳細に検討する必要があるとおもわれる。

しかしこのような点を明示する史料はほとんどないといつてもよく、ましてそれを時期的な変化に即して検討することはきわめて困難な作業である。しかしたまたま、その乏しい例の一つとして、横川の般若院をめぐる人的結合の状況を知ることができるので、次節にそれを検討したい。

(2) 般若院

ここでとりあげようとする般若院は、山上房が横川般若谷に⁽¹⁴⁾、里房が東坂本に存在した。⁽¹⁵⁾

まず、般若院が存立していくための基礎である房舎と房領の伝領についてみていくことにする。

嘉禎三年(一一三七)の法性寺座主政所下文によれば、永快(般若院房主とみられる)は「般若房并所領等」を青蓮院門跡に寄進して、その給主職を知行していた。後に永快は給主職を一旦、円賢に譲ったのち悔返し、あらためて昌範に譲り、それが門跡によつて安堵されている。すなわち般若院の「私領」である房舎と所領が、青蓮院門跡の勢力下におかれることによつてその保全を約され、般若院房主は門跡の門徒となり、その知行する給主職を弟子(次代房主)に譲つてゐるのである。

時期は下がつて昌範の二、三代後の房主にあたるとみられる般若院盛範は、永仁二年(一一九四)に「般若院并林於坂本蘭名田等」を「代々相伝之地」として、松鶴に譲渡している⁽¹⁷⁾。この盛範から松鶴へと伝えられた房舎および所領は、永快から昌範へ伝えられたものと同一であるとみるとることができる。このような房主から次代房主へと師資相承されていく所領の存在は、中世末の享禄年間にいたつても確認することができ⁽¹⁸⁾、ほぼ中世を通じて般若院の存立を支える役割を果してゐたのであつた。そして、この房領の中に坂本里房は含まれていたものと考えられる。

次に、南北朝期に般若院房主であつた昌舜をめぐる人間結合のあり方を具体的にみていくことにしよう。

正平七年(一一三五)六月、青蓮院尊円の天台座主拝任に伴い、その門徒であつた般若院昌舜は祇園社目代職に補任された。昌舜のこの職の知行期間に、目代と祇園社家との間に「検断屋」の処分に関する問題が起つてゐるのであるが、目代の昌舜自身は坂本の里房に住しておらず、実際的な職務の遂行は以下の人々によつてなされていた。

同年九月七日、当該問題に關して「般若院同宿中般若輔阿闍梨光舜」から社家に使者が到り、同日「中般若舜」である「新兵衛」という俗名の者が、社家に出向いて問答している。また翌八日には、「中般若」自身と「舍弟大式房」が談合のために社家に赴いてゐる。その際、中般若院は社家に「般若院同宿數輩在京之上者、可申談」と伝え

て ⁽¹⁹⁾いる。

またこの一件とは別に、貞治四年（一二三六五）には般若院昌舜の「真弟」（＝実子）である「東般若院円舜」が、祇園社次目代職に任せられている事実 ⁽²⁰⁾と、それに関連して東般若院には「同宿觀音房阿闍梨」という者が存在したこと ⁽²¹⁾も知られる。

すなわちこれらによつて、般若院による祇園社目代職知行が、房主—弟子・同宿の結合を軸にして遂行されていることが明らかになるのである。この中で注目されるのは、自己自身の房舎を所有する房主である中般若院光舜が般若院の「同宿」と呼ばれ、しかも中般若院のもとにには舍弟大式房や俗人である聟新兵衛といった血縁関係にある者たちが従属して行動をともにしていることである。また昌舜の真弟である円舜も東般若院の房主として、彼独自の同宿僧を配下に擁していたのである。

さて、次にかかる栗見本庄藏目代職の伝領関係は、般若院を中心とした女子を介在させるところの同族集団とよぶべき結合の実態を明示している。

栗見本庄藏目代職事合 （貞治四年五月）

右彼職者自昌舜叡舜 ^仁相伝実正也、雖然依有志法住院有舜女性安夜女 ^ニ讓與者也、安夜女一期之後者東般若院景舜息女千夜女 ^ニ所讓與渡実正也、此職者房中為讓代上者更々不可有他妨者也、任讓與永代知行不可有相違者也、仍讓與之狀如件、

永徳三年 癸亥 卯月三日

叡舜 ⁽²²⁾

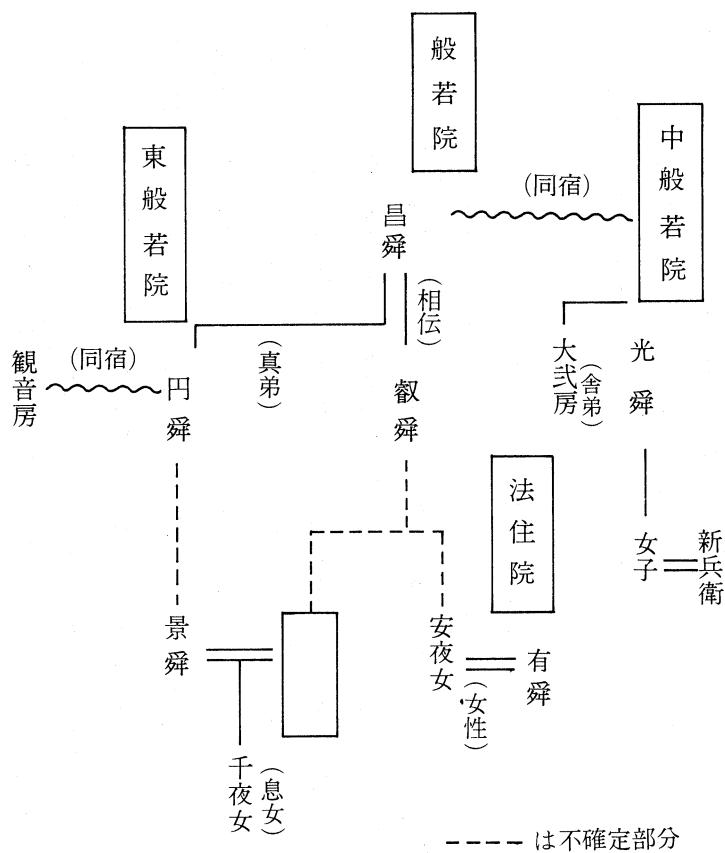
これによれば般若院昌舜から叡舜（般若院とおもわれる）に伝えられた栗見本庄藏目代職は、叡舜の意志によつ

て、法住院有舜の妻安夜女に一期分として譲った後、さらに東般若院景舜の娘千夜女に伝領させようとしている。この中で昌舜から叡舜への伝領は師弟関係によるものとみることができると、先述したように般若院昌舜と東般若院田舜の間や金輪院光澄と同英澄との間が父子関係であつた事実からすれば、あるいは昌舜と叡舜の間にも血縁関係が存在したかもしれない。また叡舜から安夜女・千夜女と続く相伝次第は、叡舜からみて両者を順に娘と孫娘として解釈することがもつとも妥当であるとおもわれる。とすれば、そこには叡舜は妻帯して女子安夜女をもうけ、安夜女は法住院有舜と婚姻をむすび、また叡舜のもう一人の娘である某女は東般若院景舜と婚姻してその間に千夜女をもうけたというような血縁的な結合関係が想定されるのである。

すなわち般若院と法住院・東般若院とは相互に少なからぬ血縁的要素によって結合しあつていたと考えられるのである。前節でみたように、衆徒の「房」を単位とした人間結合は基本的に師資相承の原理にもとづいて「房主・弟子・同宿」の関係を軸にして形成されるものであつたが、そのような外被のもとに血縁関係がはぐくまれて、この般若院のような複雑な結合の方式がとられていったものといえる。

今迄に述べたところだけによつては個々人の相互関係について不明瞭な点が多いが、さしあたつて、南北朝期における般若院の人的結合関係を図示すると次のようになる。

この図に示される般若院・中般若院・東般若院・法住院のすべての「房」は、叡山文庫所蔵の「横川般若谷房帳」によると横川般若谷に存在したことがわかる。つまりこれらの「房」は、横川般若谷を足場にして同族的なグループを形成したわけである。いま叡舜を般若院を嗣いだ房主であるとすれば、般若院と東般若院・法住院との間は血縁によつてむすばれていることになる。一方、般若院昌舜とその同宿中般若院光舜との間は血縁関係ではなく師弟関



----- は不確定部分

係をもとにしたものであった。

そして前述したように中般若院
光舜は独自に彼を中心にして、それ
俗身分の者を含む同族集団を配
下においていた。同様に東般若
院の同宿としても觀音房がいた。

つまりこれらのことから、それ
ぞれの「房」単位における人間
集団が複合しあつてより大きな
勢力をもつ集団を形成している
ことがうかがえるのである。

ところで中般若院光舜は独立
した房主であるはずなのに、どう
して「同宿」と呼ばれている
のだろうか。これは、実際には
房主であり師匠と同一房舎に起
居していくくとも、衆徒相互の

関係が常に師弟関係を軸にして形成される以上、擬制的に従属関係を「同宿」と称したものと解することができる。以上によつて、師弟・同宿の関係によつて表示される「房」相互の結合が、その実質において血縁的要素を濃厚にもちながら、俗人をも含みこんで、その全体を「同族結合集団」と呼びうる勢力を形成していたことが判明するのである。この場合、複数の「房」による藏目代職の伝領にあたつて「房中・為譲代上者」と記されているように、個々の「房」が一応、独立して相承されるものであつても、「房」相互の私的な結合関係こそが強調されているのであつた。

山門衆徒における同族結合について黒田氏は個別の「房」を単位とする典型的な方式を論じられたが、実態としては、この般若院の例をもつて知られるように、決して單一的な見方によつては把握しきれない複雑な関係が背後に存在したことを見落してはならないだろう。

中世比叡山にはこのような同族集団が多数形成され、衆徒以下の日常生活の基底部を支えると同時に、互いに勢力を競い合つて門跡の支配力を左右していったのであつた。

ところで、衆徒の同族結合のもつ歴史的意義は多様な視角から考察を深めていかなければならないが、「房」というものが師資相承を拠り所として私財の所有・相伝と一体化して成立した点を抜きにしては論じることができないであろう。

房舎・聖教・道具に始まり荘園所職・私領田畠に拡大されていった「房」を単位として所有・相伝される私財を外部からの干渉を排して維持していくために、血縁性の強い同族結合集団は大きな力を發揮したものと考えられる。その集団は房主の妻帯世襲の傾向から女子をも含み、また世俗的な雑事を処理するために僧侶身分以外の俗人をも

配下に組み込んでいたのである。

したがつて前節で検討した鎌倉末期の悪党交名にみられる山門衆徒の活動の背後にも、般若院でみたような同族結合関係が存在したとみて大過ないであろう。もとより般若院自身も、昌舜の時に青蓮院門跡の出御に際して「御兵士」として召されて⁽²³⁾いるし、南北朝末期に坂本で起きた有力門跡間の合戦にも般若院は青蓮院門徒として参加し、奮戦しているのである。⁽²⁴⁾

以上本章では、黒田氏の見解を前提にして、山門における「房」を単位とした人間結合の実態について考察してきた。すなわち「房」とはその一面において法脈を伝授するという教学的役割をもつものであるとともに、他面では私財を相伝する単位として、衆徒の日常生活のもつとも基礎におかれる同族結合集団をも意味するものでもあつたのである。しかもその結合のあり方は非常に世俗性を強く帯びていたのであり、このことは次にのべる里房の役割を考えいく上で、不可欠な前提を与えるものである。

二 衆徒の同族結合における里房の役割

(1) 里房の構成

前章で考察したところの衆徒の同族結合の存在は、老弱者の休養所とされる里房の性格を大きく変質させていたことと考えられる。まず、図示した般若院の同族集団の中で坂本里房に居住していたものを挙げるとすれば、籠山結界に入ることを許されない女子や俗人などは里房に常住していた者として誤まりないであろう。ただ、それ以外の図には登場しないような下部の者あるいは衆徒身分の者の中で里房に居住していたものなどを、史料によつて

確定的に把握することは非常に困難である。そこで以下ではそのための参考となりうる一、二の事実を示しておきたい。⁽²⁵⁾

室町幕府の圧迫により引き起されたいわゆる永享の山門騒動の過程で永享七年(一四三五)に、根本中堂自焼時に自害を遂げた一一名の衆徒がいたが、その中には般若院および東般若院が含まれていたのである。その際、次にあげたような衆徒身分ではない者たちも、衆徒らとともにみずから命を断つたのであつた。

俗同宿

伊佐 同子 たか田 真木 帯刀 さあみ しあみ

中方

ほうしゃく 文けんそう 帯刀 おいま 彦九郎 馬場
彦九郎 源七 うん
ほう

前述の般若院昌舜より少し時代は下がつてゐるが、ここに記される「俗同宿」「中方」の者たちは、般若院その他の衆徒における同族結合集団の下部勢力としてその一翼を担つてゐたとみることができる。「俗同宿」の者には文字通り俗名を持つ者が多く、「伊佐」のように父子ともに自害してゐる者もいた。彼ら「俗同宿」は、衆徒身分でありかつ房主に師弟の札をとつてその「房」に起居をともにするところの「同宿」とは、かなり存在形態を異にしていふとおもわれる。しかし彼らの実態が全くの俗人であつたとしても、やはりその呼称が同宿とされているのは、房主を中心とした師弟関係による結合原理を無視しては、勢力集団の形成がなしえない制約があつたことを示すもの

と受取ることができる。

次に「中方」とは本来、堂衆として堂内の莊嚴にたずさわり諸々の「行」をなす身分層のことである。しかしここに記されている者たちの中には、「俗同宿」と同様に明らかに世俗身分と認められる者が存在している。その中でも「彦九郎」^{馬場}という記載は、彦九郎が坂本の日吉社馬場附近に居住していたことを物語るものとみてあやまりないであろう。

このように般若院・東般若院らの房主に率いられて合戦に参加し、ついで中堂内で自害した者の中には坂本在住者が少なからず含まれていたことが推測できるのである。このことを実証することはできないが、おそらく「彦九郎」や「俗同宿」「中方」の中の多くの者は、坂本の里房に居住していたのではないだろうか。

ところで中世の坂本において、「下法師」「童部」あるいは「公人」などの呼称を持つ半俗僧体の者が妻帯しながら居住し、山門の支配下におかれて雜務を遂行していたことが知られる。⁽²⁷⁾彼らもまた、山上で形成された房主一同宿・弟子の関係を軸にする同族勢力とつながりを持つていたものと考えられる。

このことを検討するためには「元徳二年日吉社並叢山行幸記」の記述が最も参考になる。

鎌倉末の叢山では、配下に弟子・同宿・房人以下を率いた有力な衆徒が、互いに勢威を競つて激烈な私闘を続けていた。前述した新日吉社や兵庫関での悪党の活動も、かかる叢山上での動向と密接に関わりあつて現出したものと考えられる。永仁年間に最有力な衆徒で妙法院門徒の理教坊性算について同記録は、

貫長の恩顧も深く、私貯の潤色も広かりければ、同宿・房人おほくして、里には市をなし山には林をなす。門主もこの一人だに侍らば万方の要枢も足ぬべく、千騎の武者にもむくべくぞおもはれける。⁽²⁸⁾

というような実力を持つていたことを記している。そしてこのような房主—弟子・同宿を結合の軸とした集団は、それに対応して坂本での勢力を扶植させていたのであつた。

ちか比社頭の作法をみると、往還の若輩・下方の奴原にいたるまで同丸といふ物を着し、動ハ喧嘩を引出で、かたきならねば手むかひもせぬ通夜の輩をきりふせてハ、いみしき高名に申あへる……今ハ童部・法師原にいたるまで、宝号の衆ニ名付て方人する徒党のみおほければ、とかをたゝす人もなし……⁽²⁹⁾

これによれば坂本の各身分層の者が武装して「徒党」を組み、山上の有力衆徒（＝宝号の衆）の勢力下に従属して相互に実力抗争をしている様子が明らかになる。彼らはすなわち、若輩と呼ばれる鶴次の低い僧や、衆徒・堂衆とは区別されて最下身分に位置する下方・法師原・童部などであり、山上の衆徒身分を主体とした同族集団（房主・弟子・同宿）と呼応する形で坂本での勢力を形成していたととらえることができる⁽³⁰⁾。

以上、般若院らとともに根本中堂で自害した「俗同宿」「中方」の者たちと、鎌倉末期の坂本で山上勢力に対応して活躍する「下方」「法師原」「童部」などの者たちの存在について述べてきた。

もとより彼らの全てが里房の構成者であつたということは到底できないが、彼らと同一身分層にある半俗僧体の者たちが坂本居住者の主要メンバーである以上、彼らのうちに「房」を単位とした同族結合集団の中に組込まれて里房において雑事に従つていた者が多くいたことは充分想定しようとおもわれる。したがつて里房を構成していた主体は、女子・俗人そしてこれらの半俗僧体の者たちであつたと結論づけることが可能になつてくる。

要するに、このような里房は、「淨侶」としての衆徒が起居する山上房に対比して、非常に世俗性の強いものであつたといえる。そして「房」を単位とした同族結合集団は、坂本里房と山上房とが有機的につながりあいながら機

能することにより、日常的な諸活動を遂行していくのであつた。

(2) 里房の機能

次に衆徒の同族結合集団を背景において、寺内・寺外にまたがる多様な活動の中での里房の果した機能について考えてみることにしよう。

衆徒が山上房とは別に持つた里房の多くは、近江坂本にあつた。南北朝期に賢聖坊承能が、坂本里房に加えて京都高辻猪熊にも住房と土倉をもつていたよう、衆徒によつては京都にも里房をあわせ持つ者もいた。

さてその中での衆徒の活動はどのように展開されていたかを、すでにふれた光澄の真弟として房主を嗣いだ金輪院英澄を例にとってしていくことにする。金輪院は東塔東谷に山上房があり、里房は坂本白井と京都白河とにそれぞれ存在した。⁽³²⁾ 金輪院英澄に関して次の事柄が判明する。

- 座主拝堂にあたり大乘院で初度註記をつとめる（暦応⁽³³⁾四）。
- 同宿雜林坊をもつて檀那院領近江菅浦を濫妨しようとする（文和⁽³⁴⁾二）。
- 中堂參詣の三宝院賢俊の先達を同宿につとめさせる（文和⁽³⁵⁾四）。
- 尊勝院領近江鳥羽上庄を知行する（貞治⁽³⁶⁾元）。
- 若狭安賀庄で守護勢と合戦する（応安⁽³⁷⁾二）。
- 坂本で三〇〇〇余人の山徒を率いて月輪院永覚と合戦し、敗退して若狭の所領に引き籠る（永和⁽³⁸⁾三）。
- 死亡に伴い、近江鳥羽上庄預所職が金輪院澄運に相伝される（康応⁽³⁹⁾元）。

これによると英澄の活動は、基本的に山上での教学活動と山下における世俗的活動に分けることができる。しかもその活動地域が広範にわたっていることが注目される。これらの諸種の活動は弟子・同宿を主軸とした同族集団の存在を前提にしてなされ、その中心にいた房主の金輪院英澄は、山上・坂本・京都さらには知行する莊園にそれぞれ拠所をもち、各所に「留住」するという形態で精力的に軍事活動や莊園所務以下を行なっていた様子がうかがわれるるのである。

この金輪院に限らず、山門衆徒の多数の者は、山上・山下にわたる多面的な活動様式をもつていたのであり、その中で坂本里房は、莊園管理にかかる執務以下の世俗的な諸事が集中的に処理されたところであると考えることができる。一般的にいって、「房」を単位としてみた場合の諸種の得分の享受の形態は、まず基礎としての根本私領ともいえる房舎および房領をはじめとして、「房」ごとの富有さに相違はあるにしても、寺家領あるいは門跡領の所職の知行や、所属する「衆」、「講」、「方」などの寺内諸集団からの米穀の配当あるいは買得による田地の所有など、多岐にわたっていたのである。

このような中で、衆徒の修学生活の中心としての山上房に対比して世俗性の強い下僧や女子以下が居住した坂本里房は、多様な内容をもつ「房」としての得分の収納および勘定をなし、山上と莊園その他の各地とをむすぶ通信・連絡の結節点となっていたことを想定できるのである。

具体的な実例をあげると、文明年間に近江菅浦莊を知行していた花王院証重は同莊に対し、「悉皆五石分、運賃雜用除之、坂本坊へ可被付也⁽⁴⁰⁾」と命じており、里房が年貢収納の場所になっていたことが判明する。

ところで坂本里房は、このような莊園支配に関わる機能だけではなく、いわゆる「山僧」による高利貸活動にお

いても重要な拠点となつていていたのである。次の史料はそれを明示している。そしてこの活動についても同族結合が大きな役割を果していた。

立申 紛失状事

右、日吉社領出雲国漆治郷領主職事、去元享二年二月十一日・嘉曆二年四月廿九日両通綸旨正文案文 進覽之、為質物去年三月十日預置仏尋坊僧都承陽之處、同年十一月廿六日夜坂本炎上之刻、住房燒レ之間令燒失畢、且承陽僧都請取并燒失之由状分明也、仍為後証、取立申紛失状也、且為坂本事之上者賜寺家四至内并宿老御証判、欲備将来之龜鏡矣、仍紛失状如件

建武四年二月五日

松石丸(41)

(以下略)

これによると松石丸は、日吉社領出雲漆治郷領主職に関する文書を「質物」として仏尋坊承陽の坂本里房に預け置いたことが知られる。ここでは里房が金融活動の拠点として「土倉」と同様な機能を果していいるのである。この他にも、金輪院の白河住房に文書を預け置いたという事実が知られ、⁽⁴²⁾ 里房では貴重文書の保管あるいはそれと密接に連関する金融活動がなされていたのである。

この里房での金融活動を考える上で、山門衆徒南泉房成尋の山城上桂莊の領主職の入手をめぐる動きはきわめて注目すべきである。

徳治二年（一二〇八）、四辻宮親王より上桂莊領主職の権利を継受した妙円は、日吉上分物六〇貫を錢主平氏女から借用し、質物として上桂莊に関する権利を入れた。その後、平氏女の子息である南泉房成尋は、質物である相伝

文書を抑留し、それを山門東塔北谷領として同谷彼岸所に寄進した。⁽⁴³⁾

ここでまず注目されるのは、母子である平氏女と成尋とが一体となつて上桂莊領主職を入手していることである。成尋は東塔北谷で房舎をかまえる衆徒であり、一方母の平氏女は、京都あるいは坂本で土倉を営んでいたとみられる。平氏女の運用する日吉上分物は、山門・日吉社領の年貢の一部分を割いて高利貸資金源に転用するものである。そしてまた同莊の権利を確保した成尋は、その保全にあたつて師匠の妙法院門徒喜樂坊円豎の勢威に援けられているところが多く、入手した領主職も成尋の同宿である長寿丸に相伝させているのである。⁽⁴⁴⁾

このように、南泉房成尋の上桂莊領主職の入手の一連の動きは、師弟・同宿の関係および土倉をいとなむ母という血縁関係とに支えられていたのであつた。いわゆる「山僧」による高利貸活動の背後には、かかる同族結合が力を発揮するということがあつたとおもわれる。したがつて、平氏女の例から推測できるように、衆徒と血縁関係にある女子などが里房で「土倉」を営んでいた可能性が十分あるのである。坂本には三九軒の土倉が存在したことが知られているが、その中には、衆徒の里房を拠点にした金融活動を出発として、後に専業化していくものも少なからず含まれていたと想定することができる。

以上、本章では、衆徒における同族結合集団の存在をふまえて、里房の構成と機能について簡略な素描を試みたものである。

おわりに

小稿では、中世比叡山において存在した同族結合集団の実態とその中で里房のもつた意味について考えてきた。

ただし、里房の構造や機能に関する考察は非常に不十分なままで終わってしまっている。特に近江坂本に多数存在した里房を考えていく場合には、小稿では言及できなかつた山門全体規模での莊園支配のために坂本に存在した組織・機構との関連を探つていくことを、緊要な課題としてあげることができる。

ところで小稿でみてきたように、中世山門衆徒の日常生活は山上房と坂本里房とが有機的につながることによつてなされたのであり、その背後に存在した同族結合集団を理解することは、多様な側面を持つ衆徒の活動を統一的に把握するためには不可欠であるにちがいない。

衆徒の日常生活は、「入四明之幽崛、成山王之愛子、仰大師之恩徳、偏住吾山之結界」⁴⁷といわれるような「清淨住学生」としての山上房での修学生活としてあつたのは勿論であるが、他面においてそのことと矛盾することなく世俗的な「名聞利養」を追求する姿勢をも当然のこととしてもつていたのである。このような中での生活単位としての「房」における同族結合の実態を把握することは、例えば『太平記』などの軍記物語に登場して武勇に名を上げた「山徒」の勢力形成を理解するにあたつても、また、『秋長夜物語』に描かれているような出家生活中の苦悩の背景をつかむにあたつても、それらに共通な社会基盤としての前提を与えることになるとおもう。

近世の近江坂本附近の絵図⁴⁸には、上坂本を中心にして数十の里房が密集して記されている。その中にはすでに坊址となつてゐるものが多く、中世にはそれをはるかに凌駕する規模の里房群が坂本に存在していたこととおもわれる。かの元亀兵乱の状況をキリスト教宣教師は「坂本の町民等も亦坊主等の勧告に依りて、妻子等と共に山に登りたり……坊主等の死したる者約千五百人、俗人は男女小兒を合わせて同数なりしといふ」と報告している。これによつても、中世の坂本が山門という強大な寺社勢力のもとにおいて僧俗男女が一体化した生活をおくつて、独特な

発展をとげたことが彷彿としてくるのである。この坂本の町としての発展についての分析は別稿を期したいとおもう。

注

- (1) 「中世寺社勢力論」(岩波講座『日本歴史』8、一九七五年)。
 - (2) 滝谷慈鑄編『天台座主記』(校訂増補)慶長六年二月条、「当今世出世制法」。
 - (3) 「山門堂社由緒記卷第二」(『天台宗全書』所収)。
 - (4) 竹島寛「寺院の師資相続と血統相続」(同『王朝時代皇室史の研究』右文書院、一九三六年)。
 - (5) 『公衡公記』正和三年十月七日条。
 - (6) 黒田氏前掲論文、二六五一—二六七ページ。
 - (7) 「房」における房主—弟子・同宿の関係を具体的に知りうる史料として「五代国師自記」の次のような記述をあげられる。

十五歳二月七日_{永仁}^{五年}西塔院南尾戒上坊大進阿闍梨道超之坊_{中御門}^{堀川}入室畢、
同閏二月十七日_五登山_山住戒上坊、至五月末住畢、當坊之為躰、云房主云同法、更无勸_{学力}覺之志、偏專兵法、而予為幼稚之身、更无武勇之志、常好修學之仁、此同法之内有式部法印_{立者}道存、企稽古致修學畢、貴此仁深其好畢、同法等侶頗有誹謗之氣色、
 - (8) 同十一月七日登山、即夜遂出家_{以字頭北三井}法印明淳為師、八日曉天登壇受戒畢、同十日為父母對面出京畢、即登山畢、假名伊與坊、實名道政、
- 恵鎮(受戒して伊与坊道政)は戒上坊に入室して道超の弟子となり、同法=同朋の者に式部堅者道存がいた。この二名は名前に師と同じ字(道)を用いている。一方、道政は受戒の師を北三井法印明淳としており、房舎への入室を契機とする道政と戒上坊道超との師弟関係を房主—同宿の関係と把握することができる。
- 『東大寺文書之五』八〇一。

(9) 「賢俊僧正日記」文和四年二月十七日条。

(10) 『天台座主記』暦応四年八月十五日条、また『太平記』卷十七には、「（金輪院）光澄ハ無幾程シテ、最愛ノ子ニ殺サレヌ。其子ハ又一腹一生ノ弟ニ討レテ」という記述がある。

(11) 『菅浦文書』一〇四五号、七八一号。

(12) 同宿身分がもつ房号でも新日吉社事件の交名にあるような「上林坊同宿民部房・豪覚」「大上坊同宿卿坊木義」など官位・官職名にちなんだ房号をもつ場合があつた。また注(7)でふれた戒上坊に同宿している恵鎮は「伊与坊道政」と称している。これらから推測するに、官位官職名あるいは国名にちなんだ房号は、実際上の房舎の所有を伴わなかつたと考えることができる。

(13) 『満濟准后日記』永享五年閏七月一日条。

(14) 故山文庫藏『山門記録雑集』所収「横川般若谷房帳」。

(15) 「応永元年日吉社室町殿御社參記」。

(16) 『鎌倉遺文』五一八八号。

(17) 『華頂要略』門主伝補遺。

(18) 『華頂要略』門主伝第廿三。

(19) 以上、「社家記録」三、正平七年六月廿日・九月六日・九月七日条。

(20) 『祇園社記』五。

(21) 「社家記録」三、觀応元年七月廿五日条。

(22) 『華頂要略』門主伝補遺。

(23) 『門葉記』五十四、応安五年七月十三日条。

(24) 「社家記録」四、応安四年七月一日条。

(25) 里房の構造を具体的に物語る史料はほとんどないが、山上房の形状については、「着東塔南谷禪定房」（座主御留主顕秀阿門梨本房也、雖為板屋懸梁簾、密數四ヶ間、立絹絵屏風、數高麗端疊迈數如常」（『勘仲記』弘安十一年五月廿六日条）とか「以東塔南谷西尊院為勅使坊、疊兩三帖、反古張屏風

等雖在之、其外具足更以無之」(『康畠記』嘉吉三年五月廿八日条)という記述をあげることができる。

『看聞御記』永享七年二月十五日条。

例えば『天台座主記』嘉禎二年八月六日条等参照。

〔26〕「元徳二年三月日吉社並叡山行幸記」(京大写本)。

〔27〕同前。

〔28〕〔29〕〔30〕寛治七年(一〇九三)に大衆が座主梶井良真を追却した時の記事には「爰山上大衆押入東塔之西谷南澗、斫壞座主

弟子之房舍六十余宇、并燒坂下眷属之舍八十余宇已了」(『扶桑略記』寛治七年八月十九日条)とある。これによれば、平安末より山上の「弟子」に対比される「坂本眷属」という者たちの定住が確認されるのである。

〔31〕「社家記録」三、正平七年四月十七日条。

〔32〕「宝鏡寺文書」二(『大日本史料』六一五)。

〔33〕「天台座主記」(『大日本史料』六一五)。

〔34〕「菅浦文書」一〇四五号。

〔35〕「賢俊僧正日記」文和四年二月十七日条。

〔36〕「古今令旨」(『大日本史料』六一廿四)。

〔37〕「若狭国守護職次第」(『群書類従』卷第五〇)。

〔38〕「愚管記」永和三年七月廿八日条。

〔39〕「南部普氏文書」(『坂田郡志』上)。

〔40〕「菅浦文書」八四〇号。

〔41〕「鰐淵寺文書」五八号。

〔42〕「宝鏡寺文書」二。

〔43〕源城政好「東寺領上桂庄における領主権の確立過程について」(日本史研究会史料部会編『中世の権力と民衆』創元社、一九七〇年)。

〔44〕「東寺百合文書」ヒ四十六一四十八(京大影写本)。

- (45) 「東寺百合文書」ケ四十二—四十七。
- (46) 「応永元年日吉社室町殿御社参記」
- (47) 「南禪寺対治訴訟」(『大日本史料』六一一〇)。
- (48) 鶴山文庫藏「上下阪本略図」。
- (49) 「日本耶蘇会年報」(歐文材料第五号訳文) 『大日本史料』十一六所収。

(付記) 本稿は一九七九年一月に本学大学院に提出した修士論文の一部を書き改めたものである。成稿にあたり御指導いただいた黒田俊雄先生に対し、末尾ながら感謝の意を表したい。